

掛川市条例第17号

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p>(9) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p>(9) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。